

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
別表			別表			
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 安全主任者 3人 各部署長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 バイオハザードの防止に関すること。 微生物実験の適合性に関すること。 健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 外来生物の飼育及び実験に関すること。 その他の安全確保に関する必要な事項 	特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 安全主任者 3人 病原体取扱主任者 1人 各部署長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 <u>監視伝染病病原体の安全管理に関すること。</u> バイオハザードの防止に関すること。 微生物実験の適合性に関すること。 健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 外来生物の飼育及び実験に関すること。 その他の安全確保に関する必要な事項 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (細則第 18 号)

この細則は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。